

# 終末期リハビリテーション定義

加齢や傷病および障害のため、身の保全が難しく、かつ生命の存続が危ぶまれる人や家族に対して、豊かなQODの実現のため、最期まで人間らしくあるように支え、尊厳ある最期を迎える権利を担保する包括的なリハビリテーション活動

(全国介護・終末期リハ・ケア研究会 2021)



## ◆定義改定経緯

2002年 大田仁史氏が「終末期リハビリテーションーリハビリテーション医療と福祉の接点を求めてー」（荘道社）において以下の定義を提唱した。

「加齢や障害のため自立が期待できず、自分の力で身の保全をなしえない人々に対して、最後まで人間らしくあるように、医療・看護・介護とともに行うリハビリテーション活動」

2010年 若くして重度の障害を負った方の家族が「終末」という言葉に「生命の終焉」や「障害が改善しない」という意味を含ませることに違和感を感じ、大田仁史氏が新たに「介護期リハビリテーション」の概念を追加、それに伴い「終末期リハビリテーション」の定義を以下の通り一部変更した。

「加齢や障害の進行のため自立が期待できず、自分の力で身の保全が難しくかつ生命の存続が危ぶまれる人々に対して、最期まで人間らしくあるよう医療・看護・介護とともに行うリハビリテーション活動」

2018年 個人の意見ではなく、総意として定義を作成するため全国介護・終末期リハ・ケア研究会の役員および顧問との協議にて定義の再検討を行った。2010年の定義を元に、言葉の是非、削除もしくは追加項目の検討を行い、以下の定義を提唱した。

「加齢や傷病および障害の進行のため、自分の力で身の保全が難しく、かつ生命の存続が危ぶまれる人々に対して、最期まで人間らしくあるよう支え、医療・看護・介護とともに行う尊厳ある最期を迎える権利を担保する包括的なリハビリテーション活動」

2021年 これまでの実践報告や研究大会で得た知見を基に終末期リハビリテーションをまとめる作業において、研究会役員および顧問との協議にて定義の再検討を行った。

「加齢や傷病および障害のため、身の保全が難しく、かつ生命の存続が危ぶまれる人々や家族に対して、豊かなQOD実現のため、最期まで人間らしくあるように支え、尊厳ある最期を迎える権利を担保する包括的なリハビリテーション活動」